

Ⅱ 京都舞鶴港港湾BCP（事業継続）

1. 基本方針

京都舞鶴港の「港湾の事業継続計画」（以下、「港湾BCP」という。）は、災害時における初動時対応及び緊急物資輸送、幹線貨物輸送（フェリー・外貿バルク・コンテナ）への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、次に示す重点事項を念頭に、京都舞鶴港における事業継続活動を行うものとする。

【重点事項】

- 二次災害の発生抑止
- 緊急物資輸送における海上輸送量の確保
- 地域のニーズに応じた港湾物流機能の早期回復

また、港湾BCPの作成に当たっては、次の事項に配慮して、多くの港湾関係者の役割や対応の手順、復旧の目標等を明確化するとともに、その実効性を確保することを基本方針とする。

- ① 多くの港湾関係者が協働しつつ、迅速かつ的確に各々の役割を遂行できるよう、出来る限り明確に記述。
- ② 舞鶴港の港湾特性や被害の状況等に応じた、柔軟な対応を可能とすること。
- ③ 計画の実効性を確保するため、港湾関係者が参加する「京都舞鶴港港湾BCP協議会」（以下、「BCP協議会」という）を設置し、訓練や計画の見直し・改善等、継続的な取組及び活動が可能な体制を構築。
- ④ 継続的な取り組み、活動を通じ、災害に対する備えの深化や港湾関係者間相互の信頼関係の醸成が図られること。

2. 実施体制

(1) 実施主体

京都舞鶴港港湾BCPの策定のため、平成27年7月に港湾関係者による「京都舞鶴港港湾BCP協議会」(以下「協議会」という。)を設立した。

今後、災害時における災害対策に係る港湾関係者間の連携、又、災害に備えた事前対策や教育・訓練、さらにはPDCAの手法による継続的な港湾BCPの「見直し・改善」を行うため、協議会を恒久的組織として継続的に運営する。

【京都舞鶴港港湾BCP協議会の概要】

○名称

京都舞鶴港港湾BCP協議会

○設立日

平成27年7月9日

○目的

舞鶴港において、地震津波等による災害発生後に港湾利用関係各機関等が連携して、連絡系統の統一や情報共有を図り、効率的な災害対応を行うため、京都舞鶴港港湾BCPを策定し港湾機能の継続及び早期復旧を図る。

○協議会の業務

- ◆港湾BCPの策定及び見直し・改善。
- ◆災害時での港湾関係者間の情報伝達及び情報共有体制の確立。

○協議会の構成

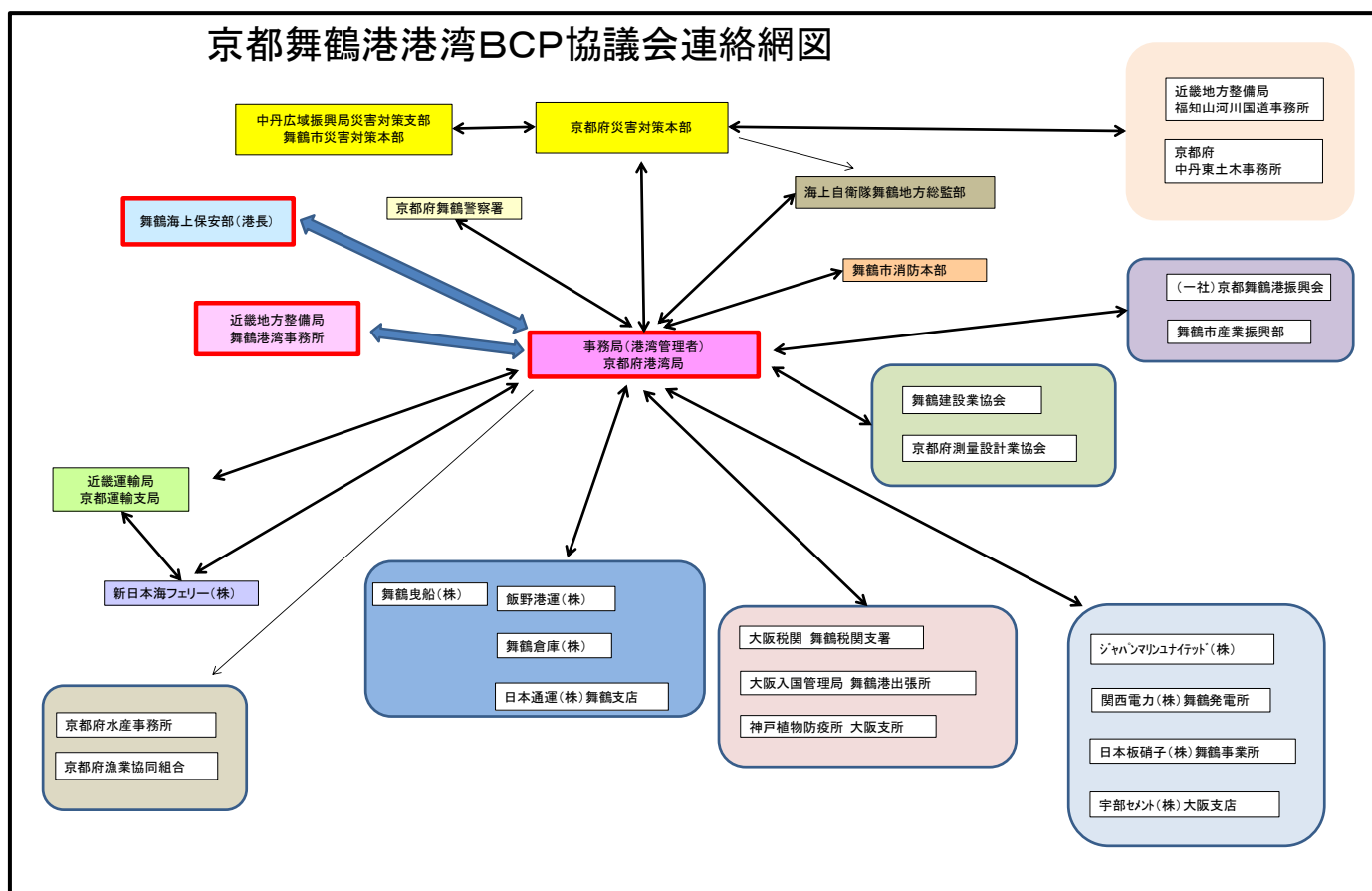
- ◆座長：国土交通省近畿地方整備局舞鶴港湾事務所所長
- ◆構成員：京都舞鶴港に関連する行政機関、団体、港運事業者、舞鶴港を利用する荷主、船社

行政 関係	国	舞鶴海上保安部、近畿地方整備局舞鶴港湾事務所、近畿運輸局京都運輸支局、 大阪税関舞鶴税関支署、大阪入国管理局舞鶴港出張所、 神戸植物防疫所大阪支所、海上自衛隊舞鶴地方総監部
	市	舞鶴市、舞鶴市消防本部
	府	港湾局、経済交流課、水産事務所、舞鶴警察署
民間団体等		飯野港運(株)、日本通運(株)、舞鶴倉庫(株)、ジャパンマリンユナイテッド(株)、 関西電力(株)舞鶴発電所、日本板硝子(株)舞鶴事業所、 宇部三菱セメント(株) 大阪支店、新日本海フェリー(株)、舞鶴曳船(株)、 京都府漁業協同組合、一般社団法人京都舞鶴港振興会、舞鶴建設業協会、 京都府測量設計業協会

- ◆事務局：国土交通省近畿地方整備局舞鶴港湾事務所、
京都府商工労働観光部・建設交通部港湾局

（２）災害時における連絡（情報共有）体制

災害時における協議会各構成員間の連絡体制は、次の連絡網のとおり、協議会事務局である京都府港湾事務所あて、協議会構成員が把握した京都舞鶴港内の被害状況や被災した港湾関係者からの復旧支援要請等の情報を集約させるものとし、京都府港湾事務所は収集した情報を整理し各構成員及び関係機関等に情報提供することで共有を図ることで、的確かつ迅速な復旧体制を構築するものとする。



※情報提供等については、電話、メール、FAXを利用する。

なお各構成員等の担当者の電話番号、メールアドレス等については、別葉とする。

3. 災害対応計画

(1) 初動時対応

府内の中丹及び丹後地域において、原則として震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、津波警報・大津波警報が発表された場合、BCP協議会の構成員は、それぞれの組織において、次の対応を講じるとする。

対 応	内 容
職員等の安否確認	各自の組織において定めている手順に則り、職員等の安否確認を行う。
通信等設備の確保	各自の組織において、通信等設備の確保に努める。なお、外部との通信が途絶した場合は、近隣の設備を一時利用するなど必要な措置を講じる。
被害状況の確認	各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。把握した情報は、表－1に例示する記入シート等に記録しておく。
二次災害の防止	各自の組織において定めている手順に則り、可能な範囲内で二次災害の防止に努める。 なお、港湾管理者や危険物取扱施設の施設管理者は、港長や消防と連携しつつ、利用者や在港船舶、航行船舶へ必要な情報を提供する。

また、BCP協議会の構成員は、職員等の安否や被害状況等について、緊急連絡網に従い、使用可能な通信手段(電話、携帯電話、メール、FAX等)を用いて、BCP協議会事務局(京都府港湾事務所)に報告する。

報告については、原則として表－1の「被害状況等記入シート」を用いるものとするが、緊急等やむを得ない場合は口頭により報告も可能とし、事務局は報告内容を記録するものとする。

表-1 被害状況等記入シート

被害状況等記入シート

宛先：京都舞鶴港BCP協議会事務局
TEL:〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
FAX:▲▲▲(▲▲▲)▲▲▲▲
E-mail:〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

記入日： 年 月 日

◆協議会構成員名： _____ ◆担当者 _____

◆連絡先：TEL _____ FAX _____

◆港湾施設等の被害状況

区 分	被害状況	問題点・対応	摘要
例)〇〇岸壁	岸壁背後に段差(約30cm)		

(2) 緊急物資輸送対応

初動時対応が概ね終了した段階で、被災地への緊急物資を広域防災活動拠点に搬送することを目的として、緊急物資を受け入れる岸壁を選定し、迅速な緊急物資輸送対応に移行できるよう、図－3の基本的手順に基づきBCP協議会で調整し、構成員間で連携をとりつつ実施する。

なお、取扱岸壁は、次の岸壁から選定するものとし、各構成員の役割は別に定める。

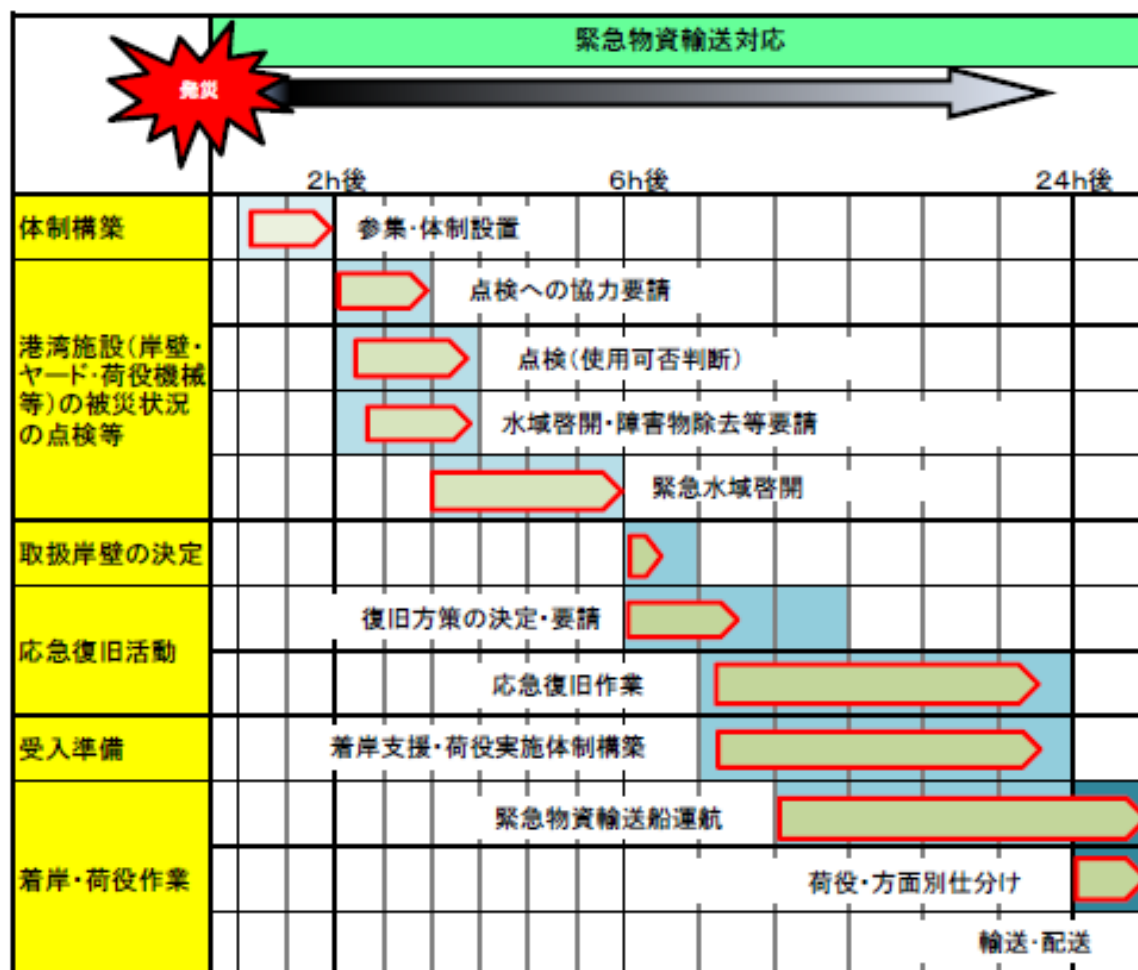
※広域防災活動拠点： 京都府地域防災計画に基づき、大規模災害時に、京都府が定める防災関係機関の応援隊の終結や全国からの救援物資の集配など応急活動の拠点。府北部地域では京都舞鶴港が拠点となる。

☐ 前島ふ頭1号岸壁(耐震)

☐ 国際ふ頭1号岸壁

☐ 喜多ふ頭1号岸壁(耐震)

図－3 京都舞鶴港の緊急物資輸送の基本的手順



(3) 幹線貨物輸送対応

緊急物資輸送対応完了後、幹線貨物輸送に対応する岸壁を選定し、迅速な幹線貨物輸送対応に移行できるよう、図－4の基本的手順に基づき、BCP協議会で調整し、構成員間で連携をとりつつ実施する。

なお、対応岸壁は、上記(2)の緊急物資輸送対応を勘案して、次の岸壁から選定するものとし、各構成員の役割は別に定める。

■フェリー岸壁（前島2号岸壁）
■舞鶴国際ふ頭岸壁
■その他岸壁

図－4 京都舞鶴港の幹線貨物輸送の基本的手順



4. 事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うため、事前対策として、ボトルネック事象の解消とその影響の低減を図ることを念頭に、表－2に示す項目に取り組む。

表－2 京都舞鶴港の事前対策

目 的		項 目	対 策	実施主体
初動時の円滑化		通信手段の確保	協議会構成員の衛星電話保有を推進する	協議会各構成員
		被害調査項目の設定	協議会構成員を対象に、港湾物流機能の復旧を考慮した被害調査項目及び内容を設定する。	港湾管理者
		応急復旧方針の決定手順の整理	応急復旧方針のとして決定すべき事項と決定の手順を整理する。	港湾管理者
		B C Pの改訂	最新の知見や訓練結果等を踏まえ、B C P計画を改訂。	協議会
		B C Pの反映	港湾B C Pを協議会各構成員のB C Pや防災計画等に反映。	協議会各構成員
		教育・訓練の実施	港湾B C Pの概要や防災対策の最新知識の習得を目指した教育を行うとともに、情報伝達や応急復旧方針の決定の図上訓練を実施。	協議会 協議会各構成員
事業継続の円滑化	物資輸送の円滑化	瓦礫等仮置場の確保	航路啓開のために瓦礫や漂流物等の仮置場の候補地を検討。	港湾管理者
		漂流物対策	作業船や緊急輸送物資輸送船等船舶の航路確保のため、漂流物除去設備の配備を検討。	港湾管理者
		広域的連携体制整備	府内及び近畿の建設団体への支援要請等、近畿地方整備局との連携を強化。	京都府 近畿地方整備局
		燃料の確保	応急復旧や避難者の生活のための燃料調達について石油関連会社との協定締結。	京都府 石油関連会社
		府と国の分担	効率的な応急復旧が行われるよう、府と国の作業分担や指揮命令系統を整理。	港湾管理者 近畿地方整備局
	緊急物資輸送対応	荷役機械の確保	荷役機械が被災した場合の代替機の確保	港湾管理者 協議会構成員
		上屋・倉庫の確保	地震・津波の被害が軽微となると想定される上屋・倉庫のリストアップ。	港湾管理者
		広域輸送体制強化	他地域港湾等物資拠点との緊急輸送体制強化	京都府 港湾管理者
		着岸可能港湾の確保	府内港湾で、フェリー等が着岸できる係留施設等港湾施設を確認	京都府 港湾管理者
		内航船の確保	災害時に使用可能な内航船のリストアップ	港湾管理者 近畿運輸局

目 的		項 目	対 策	実施主体
事業継続の円滑化	幹線貨物輸送対応	被災コンテナ仮置場	被災コンテナ仮置場候補地の検討。	港湾管理者
		被災コンテナ処理対策	円滑な被災コンテナの処理に資するガイドラインの作成。	港湾管理者
		津波被災荷役機械への対応	津波により浸水した荷役機械の塩分を洗い流すための洗浄水の確保。	港湾管理者 舞鶴市
		非常用電源確保	オペレーションシステム、リーファー、照明灯等のための非常用電源の確保。	港湾管理者
		電気設備復旧	仮設電源の導入等、早期に電気設備を復旧するための手法を検討。	港湾管理者
		作業員・資機材の確保	府内及び近畿の建設団体への支援要請等、近畿地方整備局との連携を強化。	京都府 近畿地方整備局
		復旧資材ストックの増強	前島ふ頭等緊急対応を担うバースの復旧資材のストック増強。	港湾管理者
その他		代替港湾の検討	広域災害時の代替港湾と他地域の港湾との連携を検討。	京都府 近畿地方整備局

5. 教育・訓練

本BCPに係る実効性を評価するとともに、BCPに対する港湾関係者の理解を深め、緊急事態における各自の役割を明確にするため、次の事項を目標として、教育・訓練を実施する。

- ① 対象者が知識として既に知っていることを実際に体験させることにより身体感覚で覚えること。
- ② 手順化できない事項に対して適切な判断と意思決定をくだせる能力を鍛えること。
- ③ 港湾BCPを検証し、改善にすることを目的に、教育・訓練を定期的実施する。

なお、被災時においては本BCPと他の防災計画との連携が不可欠であることから、これまで実施されてきた既存訓練と同時にBCPに係る教育・訓練を実施することを基本とする。

教育・訓練の種類	概 要	対象者	頻 度
緊急通報訓練	想定事案に基づき、本BCPで作成する被災時の連絡網による被災情報等の収集及び共有体制を検証する。	協議会構成員	年 1 回
災害対応訓練	想定事案に基づき、被災時における被害調査、対応岸壁の決定等の応急対策及び復旧方策について検証する。	協議会構成員、 防災関係機関・団体	年 1 回
研修	災害における知見を広めるとともに、本BCPに基づく対応について理解を深める。	協議会構成員	年 1 回

6. 見直し・改善の実施計画

京都舞鶴港港湾BCPについては、協議会が次のとおり見直し・改善を行う。

京都舞鶴港港湾 BCP の見直し・改善の実施時期

項 目	頻度あるいは実施時期	備 考
有効性の確認	年1回	訓練の評価を踏まえる
連絡体制等の更新	異動の都度	
想定等の更新	新たな知見、リスクが認められた時点	

7. 広域連携について

港湾BCPは、自港の災害時における早期復旧と港湾機能の中断・低下を最小限に抑えることを目的としている。

一方、関西地域の2府6県4政令市で構成する関西広域連合（※）広域インフラ部会では、南海トラフ地震等広域災害に備え、「大阪湾と日本海側港湾の双方をを視野に入れた広域港湾BCPの継続的な深化」、「大阪港湾と日本海側港湾間のインフラ代替性」に向けた取組みを掲げている。

これを踏まえ、関西における唯一の日本海側の重要港湾という地勢的特徴を備えた京都舞鶴港として、その港湾BCPにおいても、今後、南海トラフ地震等を想定した大阪湾広域港湾BCPや、その他広域災害における他港との連携について、その具体化と本計画への反映に向けた取組を進める。

なお、この間、当港に甚大な被害のない広域災害が発生した場合の対応については、当面、本BCPに準じて協議会を通じて行うこととする。

※関西広域連合：平成22年12月1日、地方自治法に基づき設立された広域行政体

構成団体	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
実施事務	広域的な行政課題に関する事務のうち、府県よりも広域の行政体が担うべき7分野（広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修）の事務